

「戦後史検討その5 ～安倍長期政権」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

※歴史の真実を探究するには、特定の重要な事象に関して、後世の人間が勝手に名称を改めるというようなことをするべきではありません。名は体を表すと言います。「大東亜戦争」という呼び名で戦った戦争の意味は、その名でしか浮かび上がらせることはできません。従いまして、当講座では「大東亜戦争」という呼称で統一します。

1. アベノミクス効果と消費税率引き上げの問題

「いま日本は危機的状況に直面しています」。

平成22（2010）年6月に発行された新聞「アイデンティティ」第44号の一面において、元首相で自民党（＝自由民主党）の衆議院議員である安倍晋三（あべしんぞう）氏（当時）は、上記の書き出しで始まる論文を寄稿して保守結集と政権奪還を訴え、次の言葉で締めくくりました。

「私達は堂々と憲法改正を掲（かか）げます。『誇りある国』創りのため、全力で取り組む決意は揺（ゆ）らぐことはありません」。

この寄稿から約2年半後の平成24（2012）年12月、衆院選で圧勝して政権を奪還した自民党の安倍晋三総裁は、第182回国会（特別国会）において第96代内閣総理大臣に指名され、天皇陛下による任命を経て第二次内閣を組織しました。一度辞任した内閣総理大臣が再就任したのは、戦後では吉田茂（よしだいげ）以来2人目であり、自民党では初の出来事でした。

約5年3か月ぶりに首相に復帰した安倍晋三氏は、打ち続くデフレ不況からの脱却を目指して、後に「アベノミクス」と称される思い切った経済政策を行うことを目標に掲げ、いわゆる「3本の矢」と呼ばれた「大胆な金融政策によるデフレ脱却戦略」や「機動的な財政政策」、そして「民間投資を喚起（かんき、呼び起こすこと）する成長戦略」という政策を実行しました。

民主党内閣（当時）時代に決定していた消費税の増税（5%→8%）を平成26（2014）年4月に実施したことによって、一時的な停滞（ていたい）をもたらしたものの、1ドル70円台の超円高だった円相場は一時期120円台にまで変化し、また日経平均株価も8,600円台から20,000円台にまで回復しました。

この他、雇用人数も約250万人増加し、有効求人倍率は政権交代前の0.83倍から1.59倍にまで上昇（いずれも平成30年＝2018年4月現在）など「目に見える効果」を次々ともたらし続けていま

す。

これらを証明するかのように、平成 30 (2018) 年 12 月に内閣府の景気動向指数研究会が、平成 24 (2012) 12 月から続く景気拡大期間が平成 29 (2017) 年 9 月の時点で「いざなぎ景気」を超えて戦後 2 番目となったと正式に認定しました。景気拡大は現在も継続中であり、戦後最長となることが射程圏内に入っているということです。

しかし、これだけの実績を続けていながら、マスコミの評価は決して高くなく、例えば「就業者数が増えても平均賃金は低下した」などという指摘を繰り返すことで、アベノミクスによる効果を否定し続けているのが現状です。

就業者数の増加に関しては、新卒などの新規採用が多く含まれると同時に、それまでの高所得者が定年で退職あるいは再雇用となったことを考慮すれば、全体の平均賃金が減少するのはむしろ当然であり、今後どのように上げていくかが大きな課題となります。

そのためにも、アベノミクスを継続するなど政府による様々な政策の実行が不可欠であるとともに、今後の動向をしっかりとチェックすることがマスコミの本当の姿勢ではないでしょうか。

景気は「気」であり、元気に気づきと本気と勇気を国民に与えてこそ実感を得ることができるのです。

もっとも、今年 (平成 31 年=2019 年) の 10 月に予定されている消費税率の再度の引き上げ (8% →10%) が、せつかくの好景気の流れに水を差す可能性が高いとされています。

ただし、消費税率の再引き上げは、本来は平成 27 (2015) 年 10 月に実施予定でした。それを安倍首相は衆議院総選挙に勝利するなどによって 2 回も延期しましたし、先述のように 10%までの引き上げを決めたのは、そもそも民主党 (当時) の野田佳彦(のだよしひこ)政権でした。要するに、今回の一連の消費税率の引き上げを許したのは、平成 21 (2009) 年に当時の民主党政権を誕生させた国民全体の責任でもあるのです。

法治国家である我が国において、本来は法を順守すべき立場である安倍政権だからこそ、一度通してしまった法律を覆(くつがえ)すのは極めて困難な作業ですし、そんな中で 2 度も延期したのは、長期政権だからこそ成し得たとも言えます。

国民が間違った選択をすれば、当たり前のように国民に跳ね返ってきます。消費税率を 10%に引き上げるかどうか、今回の講演の段階 (平成 31 年=2019 年 1 月) ではまだ決まっていませんが、安倍首相だけにその責任を取らせるのではなく、日本国民全体で考えるべき問題ではないでしょうか。

2. 「平和安全法制」と「安倍談話」の真実

国家の再生には、防衛力の強化も必須です。安倍首相は国家安全保障会議 (=NSC) の設置や、国

家安全保障戦略及び防衛計画の大綱の策定(さくてい)など、安全保障政策に関する様々な取り組みを行い続けています。

安倍内閣による政府のこうした考えは「積極的平和主義」と呼ばれ、アメリカなど諸外国と連携(れんけい)しながら、国際社会の平和と安定に向けて、これまで以上に積極的に寄与していくべきであるという、国家の基本体制を明確化したものでした。

さらに自衛隊が発足以来 60 年を迎えた平成 26 (2014) 年 7 月 1 日には、我が国の安全保障政策を大きく転換させる「集団的自衛権の行使容認」が閣議決定されました。

さらに、これに基づくかたちで平成 27 (2015) 年 5 月に「安全保障関連法案 (=平和安全法制、または安保法案)」を同じく閣議決定し、衆議院での審議が始まりました。

現在の我が国を取り巻く国際情勢は、残念ながら決して安全だとは言えなくなっています。平成 27 (2015) 年当時においても、中華人民共和国は軍備を増強し続け、我が国固有の領土である尖閣(せんかく)諸島に対する姿勢や、南シナ海におけるあからさまな埋め立てなど、その脅威は日々高まりつつありましたし、重大な人権侵害である拉致(らち)問題を解決しようとしめない北朝鮮が、核やミサイルの開発を続けていました。

そんな中で、我が国はアメリカの「核の傘」に入ることで、これまで自国だけの平和をむさぼってきましたが、戦後に「世界の警察官」を自他共に認めてきたアメリカが、オバマ政権 (当時) 発足後に財政難もあって、急速に内向き思考を強めました。

要するに、戦後から 70 年 (当時) が経過して、世界のパワーバランスに大きな変化がもたらされようとしていたのです。しかし、我が国がこれまでのように集団的自衛権を行使することなく、外国の善意と犠牲のうえに日本人の生命と財産を守ってもらい続けることが果たして可能でしょうか。

だからこそ、我が国は「外敵の暴力から身を守り合う世界のコミュニティ」に積極的に参加して、国際社会と歩調をあわせることで、自国の抑止力を高める必要があったのです。その意味でも、安保法案は世界的な集団安全保障を前提にした「戦争抑止法案」ともいえるでしょう。

いわゆる「安保法案」の大きなポイントは、集団的自衛権の行使を限定的に容認し、我が国の同盟国や友好国が攻撃を受け、それが自国の存立も脅(おびや)かすような、以下の「新 3 要件」にあたる場合に限り、防衛のための自衛の措置として必要最小限の武力の行使ができるようにしたことです。

1. 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆(くつがえ)される明白な危険があること
2. これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
3. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

次に、平和と安全を守る活動への支援を拡充・迅速化することを目的として、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態が発生した場合に、自衛隊による外国の軍隊への補給や輸送、医療などの後方支援が円滑に行えるようにしました。ただし、戦闘現場では支援活動を行わないという制限を設けています。

また、自衛隊による国際貢献を拡充するとともに、日本人ボランティアなどに危険が及ぶような時は、自衛隊が駆けつけて警護できるようにし、そのような場合に限って武器の使用制限を緩和したほか、武装集団が離島を不法占拠する事態が発生し、それが警察の対処能力を超えた場合は、迅速に自衛隊が出動できるようにしました。さらに、海外の日本人に危害が及びそうな事態に際して、その国の同意を得るなどの一定の条件のもとで、自衛隊が救出に向かうことを可能にしています。

ところが、衆議院で安保法案の審議が開始されると、民主党や共産党などの野党が「戦争法案」とレッテル貼りするのみならず、日本国憲法第 18 条で明確に禁止されていると政府が説明している「徴兵制の復活」といった、法案と関係のない主張を前面に押し出し始め、多くのマスコミがそれに同調しました。

実は、こうした流れは「WGIP（ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム、日本人に戦争犯罪者意識を刷り込む計画）による日本人への洗脳工作」がもたらした現実なのです。

連合国軍最高司令官総司令部（＝GHQ）による占領政策は、昭和 27（1952）年の我が国の独立回復で確かに終了しましたが、公職追放によってあらゆる業界を支配した左翼思想の猛毒が我が国の全身に回り、WGIP が種をまいた自虐史観が売国的日本人によって増殖し続けました。

左翼思想の猛毒は、やがて我が国の政局をも巻き込み、平成 21（2009）年 9 月から約 3 年 3 か月続いた民主党（当時）による 3 代の政権を誕生させるに至りましたが、民主党政権が国内外の政策に対してあまりにも無策であったことから国民に見放され、第二次以降の安倍政権の誕生へとつながりました。

しかし、第一次政権の時代から「戦後レジュームからの脱却」を唱える安倍政権に対して、左傾化した各界は決して許そうとはせず、我が国の安全保障を高める安保法案にも断固として反対の姿勢を崩しませんでした。

ところが、安保法案について具体的な論議をすればするほど、例えば中華人民共和国による南シナ海あるいは尖閣諸島をめぐる軍事的戦略を明らかにされるなど、その重要性が国民に知れ渡るのを恐れた各界は、本質をごまかすために「戦争法案」「徴兵制」というレッテル貼りに終始したのです。

自国の安全保障について真剣な論議を避けるばかりか、悪意に満ちたレッテル貼りを重ねることで法案を不成立に持ち込み、結果として我が国存亡の危機を招きかねない事態に陥（おちい）らせる。いつまでこのような愚かしい状態を許し続けるのでしょうか。

かくして、WGIPによる日本洗脳工作に端を発する安全保障に対する認識不足や自虐史観の猛毒は、戦後70年以上が経った今もなお、我が国を蝕(むしば)み続けてきていますが、ここ数年の安倍内閣による様々な政策も相まって、少しずつ改善の傾向も見られます。

例えば、チャイナによる一方的な虐殺事件が「自虐史観の洗脳」に都合が悪いから、という理由で近現代史から抹消され続けた昭和12(1937)年7月29日に発生した「通州(つうしゅう)事件」が、中学や高校の一部教科書で記載されるようになりました。

また、その存在すら怪しいものと言わざるを得ない、昭和12(1937)年12月に日本軍が南京を攻略した際に発生したとされる、いわゆる「南京大虐殺(ぎゃくさつ)」も、虐殺そのものを完全に削除した歴史教科書がようやく誕生するなど、歴史教育の分野では大きく前進しつつあります。

70年以上続いた「自虐史観の洗脳」を解くことは容易ではありませんが、それが「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム(=WGIP)」という名の「日本人に戦争犯罪者意識を刷り込む計画」であったことが公的に証明された以上、打開する糸口をつかんだと言っても差し支えないのではないのでしょうか。

平成27(2015)年8月14日、安倍首相は「戦後70年における談話(=安倍談話)」を閣議決定のうえ発表しましたが、その内容に関して、左傾化した各界からはともかく、なぜか「保守」を自負されておられる方々からも非難の声が多く見られましたが、私は「安倍首相は様々なハンデを乗り越え、現段階における精一杯かつ最高の談話を発表した」と考えています。

なるほど、談話の中に「侵略、植民地支配、お詫び、謝罪」の文字が確かに入っていますが、安倍首相はその言葉の周囲に様々なトラップを仕掛けていることを皆さんはご存知でしょうか。

例えば、首相は「痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました」と述べてはいますが、それから後で「あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」と続けています。

これは「今までは謝罪してきたが、これからはそうはいかない」と宣言しているのと同様であり、戦後レジームからの脱却に向けての一里塚にもなり得る、非常に貴重な一言なのです。

また、談話の中間あたりで「植民地支配から永遠に訣別し、すべての民族の自決の権利が尊重される世界にしなければならない」と述べる一方で、終盤では「経済のブロック化が紛争の芽を育てた過去を、この胸に刻み続けます」と首相は表明しました。

20世紀に二つの世界大戦を生み出した「植民地支配」や「ブロック経済」など、世界史レベルの事実も取り入れるといった談話のロジックの巧(たく)みさには、ただただ敬服するばかりですし、談話全体からにじみ出てくる凛々(りん)しさや美しさは、日本語としてはもちろん、世界にも通じる素晴らしいものではないのでしょうか。

「安倍談話」が存在する以上、我が国側からこれ以上のお詫びや謝罪をする必要は未来永劫(みらいえいごう)有り得ないのです。それだけでも大した功績ではないでしょうか。

この談話は首相がかねてから主張し続けている「日本を取り戻す」大きなきっかけにもつながりますし、また私たち国民の力を結集して実現させなければならないのです。

3. 韓国との様々な外交問題への対応

ところで、現代の我が国と韓国との間で論議を呼んでいるものの一つに、韓国側や一部の日本人がしきりに主張している、いわゆる「従軍慰安婦問題」があります。歴史教科書の中には「日本軍が朝鮮人などの女性を強制的に集め、慰安婦として働かせた」と書かれているものがありますが、確かに朝鮮人の慰安婦が存在したのは事実であるものの、彼女らを日本軍が強制連行したという証拠は一切存在しません。

にもかかわらず、平成 5 (1993) 年に当時の河野洋平(こうのようへい)官房長官が、慰安婦募集における強制性を認めたいわゆる「河野談話」を発表したことが「日本政府が旧日本軍による慰安婦の強制連行を認めた」と受け取られてしまい、自らを「歴史の被害者」と主張する韓国によって、単なる売春婦に過ぎない慰安婦が「性奴隷(=sex slave)」であるというデマが拡散され、アメリカのグレンデールを中心に、世界各地で慰安婦の像が勝手に建てられています。

しかし、産経新聞や民間の多くの学者の方々による慎重かつ詳細な調査によって、現在ではこの談話が杜撰(ずさん)な経緯でつくられたことが明らかになったほか、朝日新聞も平成 26 (2014) 年 8 月に「従軍慰安婦問題」の根拠の一つとなった、いわゆる「吉田証言」の取り消しを表明しました。

そして、平成 27 (2015) 年 12 月には、日韓の外相が、アメリカの同席のもとで、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を、共同記者会見、すなわちアメリカも交えた「国際公約」の形式で発表しました。

記者会見による合意文書の詳細は以下のとおりです。

日本：岸田文雄(きしたふみお)外務大臣 (当時)

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

1. 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍(あべ)内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒(いや)しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

2. 日本政府は、これまでも本問題に真摯(しんし)に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒(い)やす措置(そち)を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

3. 日本政府は上記を表明するとともに、上記2. の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

韓国：尹炳世(ユン・ビョンセ)外交部長官（当時）

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

1. 韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記2. で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。

2. 韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧(あんねい)・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

3. 韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

さて、平成 27 (2015) 年のいわゆる「日韓合意」に関する、日本側、あるいは韓国側が発表した合意文書を精読すれば、合意に関する様々な内容が分かるようになっていきます。例えば、日本側の1. のポイントは、慰安婦問題に関する「強制連行を認めていない」ということです。「軍が関与していた」のも「売春行為が行われていた」のも事実ですが、それ以上でも、またそれ以下でもありません。

次に、2. のポイントは、これまでも日本側は心のケアを行ってきたという点を、合意文書で明らかにしたことです。また、合意に基づいて財団を作るのは韓国政府であり、日本政府はそこに「一括払いで10億円」の支援を行うということが記されています。

また、3. によって、日本側が財団に10億円を払って「最終的」かつ「不可逆的」に完全解決したことで、韓国政府はこの問題を国連等の国際社会に持ち出せなくなりました。このことは韓国側の文書でも認めており、国際公約と化しています。

しかも、合意文書に「不可逆的」を入れたのは、韓国側の提案であることが分かっています。日本側は「最終的に」という表現を主張しましたが、韓国側が「日本が謝罪を覆(くつがえ)せないように」という主旨で入れた、とのことでした。

ところで、日韓両国における「賠償問題」は、昭和 40 (1965) 年に結ばれた日韓基本条約とそれに伴う「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」などで、すべて解決済みとしていましたが、この協定等は、あくまでも二国間の話であり、開示されることはありませんでした。

そのため、条約締結後も、例えば「慰安婦問題」などによって、これまでに両国間で何度も「謝罪と賠償」が蒸し返されてきたのですが、この際にも密約や紳士協定が結ばれたのみであり、国際公約ではありませんでした。

しかし、今回はアメリカの「お墨付き」を得たうえで、正式な合意文書も添付された「国際公約」であり、仮に合意後にどちらかの国が不利になったからとしても「不可逆的に」解決した以上は、二度と蒸し返すことは許されなくなったのです。

その後、2016 (平成 28) 年 7 月に韓国が合意に基づき財団を設立したのに伴(ともな)い、翌 8 月末に我が国は 10 億円を拠出しました。これによって、慰安婦に関する「日韓合意」における、我が国側の履行(りこう)はすべて果たしたことになります。

しかし、韓国政府が「適切な解決」に向けた努力を約束した、在韓国日本大使館前の「慰安婦像」の撤去については、国会での朴槿恵(パク・クネ)前大統領の弾劾訴追案(だんがいそついあん)可決などによる政治の混乱もあって、一向に進展しませんでした。

そして、弾劾された朴氏に代わって大統領に就任した文在寅(ムン・ジェイン)氏が、平成 30 (2018) 年 1 月に「日韓合意に対する新たな方針」を発表し、日本政府が拠出した 10 億円を韓国側が全額立て替えると表明したのみならず、同年 11 月には韓国政府が慰安婦の支援財団の解散を発表してしまいました。

こうした流れに対し、安倍晋三首相は「国際約束が守られないのであれば、国と国との関係が成り立たなくなってしまう」と表明し、河野太郎(こうのたろう)外務大臣は「日韓合意に照らして問題であり、到底受け入れられない」と批判しました。

ところが、韓国側の動きはこれだけに留まりませんでした。2018 (平成 30) 年 10 月 30 日、韓国大法院 (=最高裁) が韓国人の元労働者 4 人 (うち 3 人は代理人) の訴えを認め、原告請求の全額に相当する、1 人当たり 1 億ウォン (約 1,000 万円) の賠償を日本の新日鉄住金に命じたのです。

この件に関しては、マスコミの報道において原告を「徴用工(ちょうようこう)」と表現していますが、これは正しくはありません。

なぜなら、当時の原告は日本企業の求人に自らの意思で応募し、日本企業で働いていた「募集工」だったからです。従って、外務省のホームページにおいても「旧朝鮮半島出身労働者問題」と表記されています。

しかも、先述のとおり、昭和 40（1965）年の日韓基本条約締結の際に両国で結ばれた「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」において、請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決された」と確認されています。

この協定が両国間で開示されず、また国際公約でなかったことが後に「慰安婦問題における日韓合意」につながったとはいえ、韓国大法院が「条約違反」の判決を平気に出したことは、国際的に大きな問題ではないでしょうか。

なお、韓国の文在寅大統領は、2019（平成 31）年 1 月 10 日に行った記者会見で、旧朝鮮半島出身労働者問題について「韓国政府が招いた問題ではなく、歴史が作った問題だ」と指摘し、問題の根源が日本による朝鮮半島統治にあるとの見解を示したうえで「日本の不法な植民地支配」を判決理由とした韓国最高裁の判決を支持する考えを見せています。

さらには、平成 30（2018）年 12 月に発生した韓国海軍駆逐艦（くちくかん）による海上自衛隊哨戒機（しょうかいき）への火器管制レーダー照射事件に関しては、韓国側による二転三転する弁明や、開き直りとする受け取れる謝罪要求など、収束の糸口すら見えない状況となっています。

これらの問題に関して、我が国の政府の対応は後手に回っている印象が強く、安倍政権に対する批判が高まる傾向にあると言えます。そもそも国家間の外交関係を一足飛びに断ち切るという姿勢が、世界中の多くの国家から支持されるとは考えられません。

また、我が国で憲法改正ができず、9 条による制約が残っている以上は、軍事力に頼れず外交重視の対応しかできないという現実も理解すべきではないでしょうか。

私には、安倍政権が段階的に踏み手続きによって、韓国を含む他国に付け入る隙（すき）を与えないような、それこそ「詰将棋」を行っているように見えます。もちろん、そんな緩（ゆる）やかな対応にフラストレーションを感じるのも事実ですが、同時に、現状ではこれが「ベター」であることも理解しています。

こうした動きをよそに、2018（平成 30）年 6 月には、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩（キム・ジョンウン）朝鮮労働党委員長との会談がシンガポールで行われました。会談において、トランプ大統領は北朝鮮による日本人拉致（らち）事件についても言明したとされています。

我が国と韓国との外交関係が悪化する一方で、日米の軍事同盟が強化されつつある現状における「米朝の外交関係の進展」が、我が国の今後にどのような影響をもたらすのでしょうか。

加えて、トランプ大統領と中華人民共和国の習近平（しゅうきんぺい）国家主席との間で広がりつつある

「米中貿易戦争」への対処など、我が国には外交において乗り越えるべき課題が山積していますが、長期政権を維持する安倍首相に対する各国首脳の評価は高く、昨年（平成 30 年＝2018 年）の G7 サミットにおける首相の仲介も世界の話題となりました。

このような難しい国際情勢を乗り切るためにも、安倍政権の長期化と経験に基づいた首相の実行力が求められるのではないのでしょうか。

4. 「入管法等改正案」は「移民推進」ではない

平成 30（2018）年 12 月 8 日の臨時国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月 14 日に公布されました。

ところが、今回のいわゆる「入管法等改正案」が「移民の無差別的な受け入れにつながる」として、一部の野党側のみならず、かねてより「保守」を自任する方々からも大きな非難を浴びました。

特に、いわゆる「保守」の方々の中には「これで安倍政権は終わった」「今後は支持しない」という極端な反応を示す人々も多く、安倍首相に対する非難の声が一時的に強まりましたが、この法案は本当に「移民を積極的に受け入れる」ためにつくられたのでしょうか。

実は、今回の「入管法等改正案」は新聞各紙で報道されているような外国人労働者の受け入れを無条件で拡大するものではなく、外国人の出入国及び在留の公正な管理を目的とするものです。

今回の法改正によって、新たな在留資格として「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」が創設されますが、このうち「1 号」は最長 5 年の技能実習を修了するか、日常会話程度の日本語能力試験と技能試験に合格すれば資格を得られます。在留期間は通算 5 年で、家族の帯同は認められません。

一方の「2 号」では在留期間の更新が可能であり、また更新回数に制限はなく、事実上の永住も可能です。また配偶者や子供などの家族の帯同も認められますが、その代わりに「1 号」と比べて「より熟練した技能」が求められるなど、条件が厳格化されています。

なお「2 号」については、制度開始後数年間は受け入れをしない方針であり、また政府が特定 2 号に想定していた建設・造船分野についても、企業側の受け入れ要望があるものの志願者の見込みがつかないため、当面は見送られる方向とされています。

これらの「特定技能」という新たな在留資格について、実はもっと重要なことがあります。それは「雇用主が特定技能外国人に対して日本人と同等以上の報酬を支払う義務がある」ことです。

特定技能外国人との雇用契約は一定の基準を満たす必要があり、原則的に直接雇用となります。もっとも、産業によっては派遣も可能となると思われていますが、これまでのように労働力の安易な確保を目的として、雇用主が不当に安い賃金で外国人労働者を働かすことが厳しく制限されます。

また、今回の法改正の最重要点は、平成 31 (2019) 年 4 月に新設される「出入国在留管理庁」です。現在の「入国管理局」が「出入国在留管理庁」に格上げとなり、人員は現在の 4,800 人から 500 人ほど増員し、5,300 人体制となります。

出入国在留管理庁は公安調査庁のような外局となり、権限が大幅に強化されると同時に、在留外国人の管理が強化され、受け入れ企業の監督も行います。

主な内容は以下のとおりです。

- ・悪質な仲介業者を利用して外国人材を受け入れた場合、その企業による受け入れを 5 年間禁じる方針
- ・強制送還された自国民の受け入れを拒否した国や不法就労目的の難民認定申請や不法滞在者が多い国に関する審査の強化
- ・社会保険料を滞納している外国人には在留を認めず、在留資格の取り消しや在留期間の更新を許可しない
- ・健康保険について、家族の対象は「日本居住」に限定
- ・出稼ぎの「偽装留学生」の排除

さらに、安倍首相は 2020 年に行われる東京オリンピック・パラリンピックを見すえて、平成 27 (2015) 年 10 月に「出入国管理インテリジェンス・センター」を設置しました。

「出入国管理インテリジェンス・センター」における主な業務内容としては、まずテロリストや不法滞在者あるいは偽装滞在者など、出入国管理上リスクの高い者（以下「ハイリスク者」と称する）に関して、国内外関係機関からの情報収集を実施するとともに、国内外関係機関との情報共有の枠組みを構築して情報収集を推進することが挙げられます。

また、保有情報を総合的に分析することにより、ハイリスク者などの特定または類型化を実施し、地方入国管理官署に情報提供することや、偽変造旅券等文書あるいは指紋及び顔画像に関する鑑識の実施における企画立案を行うなどとされています。

「出入国管理インテリジェンス・センター」が司令塔となって、厚生労働省や地方自治体あるいは警察と情報共有したうえで、不法入国や滞在を摘発することが可能となりますから、今回の「入管法等改正案」とタッグを組むことで、一部の人々が主張する「外国人労働者の中に工作員が紛れ込んでいればどうするのか」という不安も一掃されることでしょう。

そもそも、外国人労働力を安い賃金で無理やり働かせる企業や事業者、あるいは悪質なブローカーの存在は、我が国の評判を落とすだけであり、全く国益に資するものでない以上、摘発を強化すべきです。そうすることで日本人労働者の待遇が守られるのみならず、外国人の皆さんも安心して我が国での労働ができるようになります。

なお、外国人労働者の増加による治安の悪化を危惧(きぐ)する声が多いのも事実ですが、現実問題として、法改正の以前から外国人労働者は増加する一方です。しかし、今回の「出入国在留管理庁」

の新設によって、外国人労働者の「量」よりも「質」が重視されることで、労働者数の増加に歯止めがかかるのではないのでしょうか。

また「出入国在留管理庁」の新設によって、在留外国人の生活環境の整備が進められる予定ですが、これまでずっと安い賃金と劣悪な環境で外国人労働者を働かせてきた事実を考慮すれば、外国人労働者の環境が強化されることで、これまでの「旨味(うまみ)」がなくなる企業が日本人労働者の採用に舵(かじ)を切る可能性もあります。

この他、外国人労働者の受け入れ上限が「法務省令」により決定されますが、なるほど、国会による審議を経ない省令の存在は不安材料であるものの、先述した規制がある以上は、これまでのような外国人労働者の爆発的な増加は見込めないでしょう。

少子化への対策の充実など「中長期的な視野での対策」が必須であるのは言うまでもないですが、その一方で「現状の野放し的な移民受け入れ」を防止するための法案を早期に通すことで、反日的な思想を持つ外国人労働者の増加を抑制する必要もあるのではないのでしょうか。

無論、私も「無条件的な大量の移民受け入れ」には大反対です。でも、現実には多くの外国人が日本にすでに来ている以上、しっかりと厳格に管理しないですとどうするのでしょうか。

さらに付け加えれば、今回の法案に野党の多くが反対しているという事実も考慮する必要があるでしょう。「出入国在留管理庁」が設置されることで、今までのように無差別に外国人を受け入れられなくなるからこそ、一部の野党やマスコミなどが法案に反対したのではないのでしょうか。

ちなみに、以前の小泉純一郎(こいずみじゅんいちろう)内閣において、いわゆる「女系天皇」を含む皇室典範(こうしつてんぱん)の改正が話題になった際に、日本共産党も賛成していたという経緯があります。

また、我が国がこの先も末永く輝かしい歴史を維持するためには、後述するような「多民族化」が不可欠ですから、今のうちに外国人労働者への規制を強化することで、将来への布石とする意味でも有益だと言えるのです。

私の恩人のひとりで、大阪府在住の元高校社会科教師の南木隆治(みなき・たかはる)先生は「世界情勢が激変する中で、我が国の多民族化は避けられない。ただし、外国人が日本に来る限りは日本語を話し、日本人の秩序のつくり方に従わねばならない。我々は50年後、あるいは100年後に向けて、輝かしい我が国の未来を確固とするための施策や覚悟、あるいは気概を持ち合わせているか」と常々仰っておられます。

多民族化が前提であれば、安倍政権が外国人受け入れの緩和を検討しても決しておかしくはありませんが、外国人による国民健康保険制度の悪用や生活保護の不正受給が問題視される現状では、諸手(もろて)を挙げて賛成とは言い難く、猜疑心(さいぎしん)を持たざるを得ないのが実情でした。

しかし、今回の法改正によって「在留外国人を把握(はあく)し、管理監督する省庁」である「出入国

在留管理庁」が発足すれば、現状の「野放し」状態も改善できるでしょう。同時に、厳格なルールができることで、近い将来の「我が国の多民族化」にも十分対応できるようになります。

多民族化そのものについては、かつての「満州国(まんしゅうこく)」のように、戦前からその構想はありました。大東亜戦争に敗北したことで、我が国は再び島国の中で暮らすことが中心になりましたが、もし戦争に勝っていれば、今回のような省庁の創設がいずれは不可避だったことでしょう。

なぜなら、我が国が50年後、あるいは100年後に存在するのであれば、繁栄(はんえい)を続ける我が国に多くの外国人が集まることで、遠からず「多民族化」が起きるのは必至(ひっし)だからです。

もし我が国が大東亜戦争に勝っていたら、自国の領土であった朝鮮半島や台湾は言うまでもなく、いわゆる「大東亜共栄圏」の全域が我が国の支配を受けることになりますから、今頃は日本人の半分以上が「大和民族」ではなくなっていたでしょう。

この場合、多くの日本人が大東亜の全域に拡散すると同時に、本土には大量の異民族が押し寄せることとなりますが、その際に我が国がとるべき政策は「同化」しか有り得ません。

日本に来る限りは日本語を話し、日本人のように振舞うこと。結局そこに回帰せねばなりません。それが可能な人だけ日本人として「同化」していただき、それができないなら、今回創設される「特定技能1号」のように一定期間に限って在留を認めるか、もしくは「旅行者」の立場に留まってもらわねばなりません。

昨今の教育界や行政においては「異文化理解」とか「多文化共生」などという言葉がよく使われますが、外国の異なる文化を尊重するあまり、結果的に「日本否定」や「日本軽視」につながっては本末転倒でしかありません。

「異文化理解」とか「多文化共生」を、本当に我が国の文化や伝統を大切にしようと思っている人々が主張するのならともかく、いわゆる「反日勢力」が使用するのであれば、これを保守の側が取り込み、先述した「同化政策」にまで持っていかなければならないでしょう。

いずれにせよ、我が国が繁栄を続けることで、近い将来に我が国に入国する外国人が著しく増加して国内で混乱を招く前に、新たに設置される「出入国在留管理庁」のもとで、あらかじめ様々な基準を設けることは、国益に十分かなうのではないのでしょうか。

最後に、今回の「入管法等改正案」は決して「移民推進法案」ではありませんし、そんな名前は存在しません。先述した「平和安全法制」が審議された際に、一部の野党やマスコミなどがこぞって「戦争法案」と口を極めて非難しましたが、今回の法案を詳しく精査せずに誤解したままであれば、私たちは当時の反対派を笑う資格はないですよ。

大きな歴史の流れを見極めたうえで、目の前の政策の是非を判断する重要性を痛感させられますね。脊髄(せきずい)反射などもってのほかであり、まさに「百害あって一利なし」です。いやしくも我が

国の歴史と伝統を守る「保守」を自任するのであれば、もっと広い視野を持っていただきたいと思います。

5. 「脊髄反射」で国を滅ぼすことなかれ

2016（平成28）年11月、アメリカ大統領選挙の一般投票によって共和党のトランプ氏が勝利すると、安倍首相は直ちに渡米してトランプ氏と会談しました。我が国の首相が、アメリカ大統領選挙に勝利した候補者と大統領に就任する前に会談するのは極めて異例のことでした。

安倍首相は、その後も正式に大統領に就任したトランプ氏と何度も会談するなど、様々な外交努力によって、日米両国の軍事同盟が強化されました。トランプ大統領という後ろ盾（だて）が、安倍首相による世界全体を見すえた外交に良い流れをもたらしていることは間違いないでしょう。

安倍首相の外交は、ロシアとの関係にも大きな一石を投じることになりました。平成30（2018）年11月14日、ロシアのプーチン大統領と訪問先のシンガポールで会談した安倍首相は、今後3年以内に日露両国が平和条約を締結することで合意しました。

両首脳が事実上、期限を区切って日露平和条約を結ぶことを決めたことで、戦後70年以上も解決の道筋がつけられなかった北方領土問題は大きな転換点を迎えたこととなります。

しかし、北方領土問題に関しては、我が国ではかねてより「四島全部の返還」あるいは「千島全島の返還」さらには「南樺太（みなみからふと）を含んだ返還」が主張され、平和条約の締結によって、北方領土のうち「歯舞諸島（はぼまいしょとう）」及び「色丹島（しこたんとう）」のみが返還されるだけでは納得できない、という意見が多く見られます。

確かに2月7日に定められた「北方領土の日」においても、北方四島すべての返還が国家の悲願とされており、もし今後の展開次第によって、平和条約と引き換えに歯舞・色丹の2島が返還されるのみでは、外交としては完全に失敗であり、安倍首相は退陣すべきであるという見解もあるようです。

しかし、全島返還にこだわるあまり、ロシアとの平和条約の締結の機会を失い続けることが、果たして国益にかなうと断言できるのでしょうか。100点満点を狙い続けて「二兎（にと）を追う者一兎（いっとう）をも得ず」になるよりも、可能どころから着実に成果を上げて、最終的に100点に持って行く方が遥（はる）かに現実的ではないでしょうか。

確かに旧ソビエト連邦による様々な仕打ちもあって、私たち日本人は決してロシアには良い感情を持っていません。しかし、外交の懸案をいくつも抱える我が国には、足踏みを続ける時間的余裕など存在しないのもまた事実です。

かつて江戸末期にロシアと結んだ日露和親条約によって、樺太は両国の雑居地となりましたが、その後ロシアの横暴による紛争が激しくなると、朝鮮や琉球の問題を同時に抱えていた明治政府は、

ロシアとの衝突を避けるためには樺太の支配を放棄せざるを得ないと判断しました。

かくして日露両国は、明治8（1875）年に「樺太・千島交換条約」を結び、樺太全島をロシア領とする代わりに、千島列島の全島を日本領とすることを決めました。樺太と千島列島という明らかに不均衡な領土の交換は、当時の我が国とロシアとの関係をそのまま映し出す鏡でもあったのです。

しかし、その後に力を蓄えた我が国は、困難の末に日露戦争に勝利して、南半分だけではあったものの、樺太を我が手に取り戻しています。一度は涙を呑(の)んで引いたとしても、後でいくらでも挽回することが可能なのです。

北方領土四島（さらには樺太）の返還は、確かに我が国の悲願です。しかし、日本国憲法の改正すらままならない今の状況では、我が国の軍事力には足かせがあまりにも多く、何ら進展が見られないのが正直なところです。

だとすれば、領土的には一步後退であっても、ロシアと平和条約を結ぶことで、中華人民共和国に大きなプレッシャーをかけるとともに、拉致問題にも大きな弾(はず)みとすることも考慮すべきではないでしょうか。

さらに付け加えれば、日露の平和条約が締結されることで、中華人民共和国は米露両方からプレッシャーをかけられることになり、当面は大人しくならざるを得なくなることで、その間に我が国が改憲を実現して「普通の国家」になれる大きなチャンスでもあります。

もちろん、平和条約の締結によって、我が国は「国後島(くなしりとう)」や「択捉島(えとろふとう)」を諦(あきら)めたわけではありません。我が国側が両島を「共同管理」に近いかたちで統治して、それこそ100年後に戻って来れば良いくらいの体制を構築すべきではないでしょうか。

長いあいだの共同管理によって、我が国の統治の素晴らしさが国後・択捉の住民に伝わり、彼らの大半に「やはり日本人として日本領に暮らしたい」と思ってもらえなければ、そもそも領土が還ってくるはずありません。

「二島返還だけではダメだ」という声に関しては、私も一日本人として同じ思いではありますが、目先の利益にこだわって袋小路に入るよりも、それこそ「国家百年の計」を見すえて、そう遠くない将来への布石とする、いや「させる」ことも重要ではないでしょうか。

戦後から73年が過ぎましたが、思えば我が国歴代の政権は、今まであまりにも「不作為」でした。そんな状態を、安倍首相はたった一人で、かつ一代で大きな山を動かそうとしているのです。

物事を近視眼的に見るのではなく、大きな流れで最終的な勝利をつかむための努力をする。我が国の歴史と文化を大切にする「保守」なればこそ、時として大胆かつ柔軟な姿勢が求められるのではないのでしょうか。

前回（第 69 回）も述べましたが、第一次政権において、安倍首相は「戦後レジューム（＝体制）からの脱却」というとてつもなく大きな国家目標を掲げましたが、それは単なる理念の提唱に留まるものではありませんでした。

教育基本法の改正に始まり、防衛庁の「防衛省」への昇格、憲法改正の布石となる国民投票法の制定、天下り規制などを定めた公務員制度改革など、過去半世紀の全ての首相が敬遠してきた、国家の土台部分の難しい宿題を一気に前進させました。

ところが、その性急な改革が既得権者に対する深刻な恨みを買って、一部マスコミからなどの壮絶なバッシングを受けたほか、そのあまりにも偏向したネガティブキャンペーンによって、政権の「真の姿」を見失った国民の批判にさらされたのみならず、最後は自身の病気で退陣を余儀なくされるなど、まさに「刀折れ矢尽きた」状態で、安倍首相は政治の表舞台から「一旦は」姿を消したのです。

しかし、その後の約 5 年の雌伏（しふく）の期間を経て、安倍首相は蘇（よみがえ）りました。一度「死んだ」ことによって、安倍首相は類稀（たぐいまれ）なる精神力と忍耐力を身に付けて、今度こそ「日本を取り戻す」ために、日夜努力を続けているのです。

もちろん、国民による直接選挙を経た議院内閣制によって首相に指名されるという条件のもとで、独裁的な政治を行う術（すべ）を持たない以上、安倍首相は周囲との妥協を第一に政局を運営し続けてきたという経緯があります。

国内外において多くの制約を受ける中において、真の国益を見すえた政策は一部の野党やマスコミによって否定され、いわゆる「モリカケ」に代表される様々な批判に立たされながらも、政権奪還時を含めて 5 回の国政選挙を勝ち抜くことで、現在では第四次内閣を組織するなど、安倍政権は 6 年（通算では 7 年）以上の長きにわたって存在し続けました。

そんな長期政権だからこそ、世界の首脳は安倍首相に対する信頼度を高め、そのことが様々な外交問題の前進につながるとともに、国内においても、アベノミクスの継続による景気の良化などをもたらしているのが現実です。

懸案だった憲法改正も、今年（平成 31 年＝2019 年）の通常国会で発議する可能性が出てきました。改憲によって我が国が「普通の国家」となれる道筋が、もうそこまで出来上がっているのです。

以前から公言しているとおり、大阪出身の私は徳川家康（とくがわいえやす）が個人的に大嫌いですが、彼が遺（のこ）した功績は素直に評価していますし、田中角栄（たなかかくえい）氏や小泉純一郎氏などの政治家も、その功罪を是々非々で判断しています。

そんな普通の人間として当然の行いが、なぜ安倍晋三という人間に関しては、それこそ「100 点か 0 点か」あるいは「三振かホームランか」といった極端な評価しかできないのでしょうか。

そもそも、長期的な視野と短期的な対策を同時に実行してこそ、初めて「国民と国家を守る」ことができます。もし一部の野党やマスコミの口車に乗って、今ここで「保守分断」を許してしまえば、第一次安倍政権における参院選惨敗の悲劇を再びもたらすことになります。そう言えば、当時も亥歳(いとし)でしたね。同じ轍(てつ)を踏めば、今度こそ我が国が終わりますよ。

ゆめゆめ「脊髓反射」で国を滅ぼすことなかれ。国家の再生は、安倍首相の双肩(そうけん)にのみかかっているわけではありません。日本国民全体による「50年先あるいは100年先の我が国の繁栄」を見すえた選択が問われているのです。(完)

主要参考文献：「日韓外相会談」(外務省 HP)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.html

「内閣総理大臣談話」(首相官邸 HP)

https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discourse/20150814danwa.html

「旧朝鮮半島出身労働者問題」(外務省 HP)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(衆議院 HP)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19709001.htm

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(法務省 HP)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00017.html

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の骨子について(法務省 HP)

<http://www.moj.go.jp/content/001272390.pdf>

出入国管理インテリジェンス・センターの開設について(法務省 HP)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00053.html

YouTube 再生リスト「戦後史検討 その5」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML6yUzLveXO943003BoLpeg->

黒田裕樹の歴史講座

<http://rocky96.blog10.fc2.com/>

黒田裕樹の朝活歴史講座+日本史道場

https://www.theaterspec.com/seminar_school/asakatsu-rekishikouza/

※黒田裕樹の「百万人の歴史講座」でダウンロードできる全ての pdf (テキストファイル) は、黒田裕樹が著作権を持つ著作物であり、またその販売権は「南木倶楽部全国」を主催する南木隆治にあります。これらのファイルを第三者が再販売・不特定多数に対して再配布することはできません。